平成２９年（フ）第３９号
福島県白河市東釜子字大師山59番地30　織田ハイツ１号室、旧住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水106番地15
債務者　和栗　孝志
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
石川県小松市八里台37番地31
債務者　安東由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第３号
福井県敦賀市松栄町９番２―102号
債務者　奥井　　論
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第４号
福井県小浜市新小松原第３号52番地
債務者　松見　明子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１３７３号
愛知県愛西市戸倉町中屋敷155番地
債務者　伊藤　信弥
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１号
三重県北牟婁郡紀北町船津2496番地
債務者　世古　博美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第７２１号
兵庫県尼崎市田能３丁目13番13号　リーガルレジェンド210
債務者　島田幸男こと　ＫＩＭ　ＨＡＥＮＧ　ＮＡＭ（金幸男）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県尼崎市次屋１丁目19番20号　パークサイドメゾン102号
債務者　小島　璃奈（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県尼崎市昭和南通６丁目150番地の１ニューアメリカンプラザ３号館404、前住所兵庫県尼崎市崇徳院２丁目１番地
債務者　東　　欣弘
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３号
広島県三原市沼田東町釜山420番地１、住民票上の住所広島県三原市糸崎３丁目12番24号
債務者　藤本　眞治
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２６９号
徳島県吉野川市鴨島町敷地35番地２
債務者　松﨑　君男
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字若菜628番地
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
佐賀市成章町１番14号　パシフィック佐賀Ⅱ602号
債務者　中島　孝行
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
佐賀市鍋島６丁目７番１―113号
債務者　一宮　富子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目14番８号アヴェルデ自由ケ丘202号
債務者　永井　大智
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
鹿児島県伊佐市大口山野4360番地　下之馬場団地３－３
債務者　池渕　亮佑
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
鹿児島県姶良郡湧水町木場912番地２　グループホームゆうすい
債務者　吉野　啓太
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係